

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

会 長 加 藤 睦 男



### 令和3年度 福祉施策等に関する要望について

本会の事業運営につきましては、日頃格別の御支援、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、近年の地域福祉を取り巻く環境は、少子高齢化の急速な進展に伴い、家族間や地域における支え合いが脆弱化するとともに、複合的な要因による生活困窮、社会的孤立や8050問題など、福祉ニーズが複雑化してきており、既存の社会保障や福祉政策では対応しきれない状況にあります。

このようなことから国では、本年6月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(以下「改正社会福祉法」という。)」を公布し、その取組を強化することとしており、本会としても市町村社会福祉協議会(以下「市町村社協」という。)をはじめとした関係団体と協力しながら地域共生社会の実現へ向けて積極的に取り組んでいきたいと考えております。

また、自然災害が激甚化・広域化する傾向にある中、被災者の福祉支援体制を充実・強化していく必要があるほか、恒常的な介護・福祉人材の不足への対応や新型コロナウイルスに係る緊急小口資金等の貸付業務の適切な運用に努めていく必要があります。

これらの状況を踏まえ、下記のとおり要望しますので、その実現に向けて取り組んでいただくようよろしくお願いいたします。

### 記

#### 1 地域共生社会の実現に向けた各種施策の推進について

##### (1)宮城県地域福祉支援計画の位置付けの明確化等について

現在、県において地域福祉支援計画をはじめ、高齢者元気プランなどの各種計画の見直しが行われておりますが、改正社会福祉法の趣旨を踏まえ、地域福祉支援計画を他の福祉計画の上位計画と位置付け、地域共生社会の実現に向けた取組を他の福祉計画も含めて明示するようお願いいたします。

また、策定率が全国平均を下回っている市町村の地域福祉計画について策定促進に向けた

働き掛けを強化するとともに、当該計画に地域共生社会の実現へ向けた取組を明示するよう指導願います。

## (2) 市町村社協に対する財政的支援の拡充について

地域共生社会の実現に向けては、地域に根差した市町村社協が担う役割は大きいものの、その運営は市町村からの事業に大きく依存しており、今後独自に、包括的支援を行う地域福祉コーディネーターの配置や地域福祉活動を強化していくには非常に厳しい状況にあることから、これらの取組に対して国の新たな財政的支援が創設されるよう働き掛けをお願いします。また、改正社会福祉法に伴い創設された重層的支援体制整備事業を市町村が積極的に活用するよう助言願います。

## (3) 地域共生社会の実現に向けた「プラットフォーム」の構築及び支援について

改正社会福祉法による重層的支援体制整備事業の取組等を支援するため、様々な領域の関係者が相互の接点を広げ、分野ごとの支援につながる政策を今後も一層強化していくことのできる場として「プラットフォーム」の構築が期待されていますが、現在は未整備となっています。

つきましては、地域共生社会の実現に向け、宮城県地域福祉支援計画にプラットフォームの役割、目指すべき方向性等を明記し、県が主体となり、市町村、本会及び市町村社協、NPO法人等関係機関が連携、協働する場となる「プラットフォーム」の構築を推進していただくようお願いします。

また、地域共生社会実現に向けた一翼を担うべく本会が設置へ向け準備を行っている「(仮称)宮城県地域福祉推進会議」についても支援・協働をお願いします。

## 2 大規模災害時における福祉支援体制の整備について

### (1) 「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」に基づく体制強化について

昨今の自然災害が激甚化・広域化していることに伴い、被災者に対する福祉的支援の重要性が高まっていることを受け、国は「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」を策定し、都道府県は官民協働による災害福祉支援ネットワークを構築するものとされました。これらを踏まえ、本県においても、現行の補助事業によるネットワークの運営を、県が主体となった運営体制に改め、更なる体制の強化を図るようお願いします。

また、災害派遣福祉チーム(以下「DWAT」という。)の活動内容の理解不足などにより、派遣受け入れを躊躇する事例もあったことから、理解促進に向けた広報活動の充実をお願いします。

### (2) 災害ボランティアセンター及びDWATの活動経費等の支弁の明確化について

令和元年東日本台風災害において、本会及び市町村社協は災害ボランティアセンター(以下

「災害VC」という。)の運営等を通して被災地支援を行いました。要した経費は災害救助費から支弁されず、関係団体からの支援金や民間からの寄付金等を充当しました。

また、DWATが初めて派遣され、相談窓口の設置、避難所の環境改善等支援活動を実施しましたが、その派遣旅費等の一部経費については災害救助費から支弁が認められたものの、先遣に要した経費等は対象外とされ、事務局運営経費から充当しました。

こうした中、本年8月28日付内閣府通知が発出され、災害VCに係る人件費、旅費の経費については、災害救助費の対象とされたことから、その経費が円滑に支弁されるよう、県と本会において、県災害VCの設置・運営に係る協定又は委託契約を早期に締結するようお願いするとともに、その他の経費の将来的な負担のあり方についても検討いただき、協定書等に明示するようお願いいたします。また、市町村・市町村社協間における同様の協定等の締結に向け、市町村に対し働き掛けをお願いいたします。

さらには、災害VCと同様にDWATの活動経費、事務局運営費等についても、委託契約を締結するなどにより、その経費負担を明確にさせていただきようお願いします。

### 3 福祉・介護人材の確保について

これまで国では、介護人材の確保・定着を図るために介護報酬の加算措置や外国人の特定技能労働者としての受け入れなどの取組が行われていますが、福祉人材の養成校に進学する学生が少なくなっていることもあり、恒常的な福祉・介護人材の不足の解消には程遠い現状にあると言えます。本会でも宮城県福祉人材センターを運営し、福祉・介護人材の確保のため鋭意事業を展開しておりますが、依然、厳しい状況が続いており、既存制度の抜本的な改善や大幅な拡充が必要と考えております。

つきましては、現行の加算措置による処遇改善措置を改め、介護報酬や障害者自立支援給付費等の基本報酬として支給することや支給対象職種の拡大などの制度改正を国に強く要望していただくようお願いします。

さらには、学生が福祉人材の養成校に進学しやすい環境を整備するために、介護福祉士等修学資金の償還免除に係る従事期間を短縮した修学資金や奨学金などの県独自の支援策を創設願います。

### 4 新型コロナウイルスに係る緊急小口資金等貸付業務について

新型コロナウイルスの経済対策の一環として、緊急小口資金及び総合支援資金を貸し付けていますが、その償還免除については住民税非課税世帯が対象となる旨の情報はあるものの、詳細はいまだ未定であり、償還が開始される令和3年3月以降の対応を危惧しております。

また、償還を免除する場合は、「生活福祉資金貸付制度要綱(以下「要綱」という。)」に基づき免除する金額に相当する欠損補填積立金が必要となり、現在の貸付け状況等から想定すると数

億円規模になるものと試算しておりますが、その財源は貸付金の償還利子から充当することになるため確保は非常に困難であると考えております。

さらに、要綱では欠損補填積立金が不足する場合には、貸付資金を取り崩し充当することも可能とされているものの、今後の生活福祉資金事業を安定的に継続していくためには、一定程度の規模の資金を確保していく必要があります。

つきましては、償還免除に係る事務手続きを早期に提示するとともに、欠損補填積立金に係る新たな取扱方策の創設や今後の膨大な償還手続きに係る事務経費等の確保について国に強く要望していただくようお願いします。

## 5 各種団体からの要望等

各種団体からは、別紙のとおり要望がありましたので、必要な施策と財政支援の実施に向けた検討をお願いします。

# 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会から 宮城県への重点要望

## 目次

### 〔重点要望項目〕

- 1 地域共生社会の実現に向けた各種施策の推進について
  - (1) 宮城県地域福祉支援計画の位置付けの明確化等について . . . p 1
  - (2) 市町村社協に対する財政的支援の拡充について . . . p 2
  - (3) 地域共生社会の実現に向けた「プラットフォーム」の構築及び支援について . . . p 3
- 2 福祉・介護人材の確保について . . . p 4
- 3 大規模災害時における福祉支援体制の整備について
  - (1) 災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドラインに基づく体制強化について . . . p 5
  - (2) 災害ボランティアセンター及びDWA Tの活動経費等の支弁の明確化について . . . p 6
- 4 新型コロナウイルスに係る緊急小口資金等貸付業務について . . . p 7

## 【項目】

地域共生社会の実現に向けた各種施策の推進について①  
～宮城県地域福祉支援計画の位置付けの明確化等について～

## 【現状】

改正社会福祉法（平成30年4月）により、都道府県地域福祉支援計画が福祉分野の上位計画として位置付けられ、計画策定が努力義務化されました。また、「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について（平成29年12月12日3局長通知）」において、都道府県地域福祉支援計画に盛り込むべき事項として「①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」から「⑤市町村における包括的な支援体制の整備に関する事項」まで5つが掲げられており、それを踏まえなければ、法上の地域福祉支援計画としては認められないものとされています。

## 【課題】

市町村が地域共生社会を実現するため地域福祉の基盤や条件整備を行うことは重要ですが、市町村の地域福祉計画の策定は努力規定であるため、いまだに県全体で65.7%の策定率です。また、市町村における包括的な支援体制や、地域福祉を推進するための具体的な取組については、市町村ごとの方向性が明確となっておらず、計画化されていない状況もあります。さらに、市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）の地域福祉活動計画についても、県内の策定率は62.8%であり、市町村地域福祉計画が策定されていないため策定が進まない状況にあります。

## 【要望事項】

- (1) 地域共生社会を見据えた地域福祉活動を計画的に進めるため、現在、県において地域福祉支援計画をはじめ、高齢者元気プラン等各種計画の見直しが行われておりますが、今年6月に公布された改正社会福祉法の趣旨を踏まえ、地域共生社会の実現に向けた取組の強化を地域福祉支援計画に明示していただくとともに、本計画が他の福祉計画の上位計画として、位置づけが明確化されるよう各種計画へ明示していただくようお願いします。
- (2) 全市町村で「市町村地域福祉計画」が策定されるとともに、他の福祉計画へ地域共生社会実現への取組が明示されるよう、市町村に対し指導・助言いただくようお願いします。あわせて、市町村社協の「地域福祉活動計画」との一体的策定や連携等を図るよう助言していただき、県内の地域福祉が一層推進されるよう支援をお願いします。
- (3) 現在は市町村地域福祉計画策定支援として、市町村振興総合補助金が活用されていますが、より積極的に計画策定を促進するため、本補助金から切り離し、独自の補助制度を創設するなど、取組促進に繋がるような事業展開をお願いします。

## 【項目】

地域共生社会の実現に向けた各種施策の推進について②  
～市町村社協に対する財政的支援の拡充について～

## 【現状】

「市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針（平成 29 年厚生労働省告示第 355 号）」により、市町村は、「住民の身近な圏域」において地域住民の相談を包括的に受け止める場を整備することとされており、市町村社協には、関係機関と連携しながら、総合的な相談対応の強化や包括的な支援体制の構築に積極的に関わっていくことが期待されています。また、令和 2 年 6 月に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（以下「改正社会福祉法」という。）」では「重層的支援体制整備事業」の創設が盛り込まれており、更なる体制整備が求められています。

## 【課題】

国では「重層的支援体制整備事業」の新設や相談支援包括化推進員の配置等、地域共生社会の実現に向けた更なる体制の強化を推し進めることとしており、市町村社協はこれらの中心的役割や機能を担うことが期待されます。しかしながら、市町村社協の運営及び事業実施に係る財源については十分に担保されておらず、市町村と市町村社協との更なる連携強化が求められています。

また、総合相談機能が発揮されるためには、本人やその家族からの相談への対応だけでなく、困っている人を地域の中で見出す仕組みを整備し、重篤化する前に支援につなげることが必要であり、住民の生活課題に総合的に相談にのれる専門職（地域福祉コーディネーター等）の配置とソーシャルサポート・ネットワークの形成が必要となっております。

## 【要望事項】

- (1) 市町村社協に包括的支援を担う地域福祉コーディネーター等の配置及び福祉活動促進のための各種活動等に対し恒久的な国庫補助が行われるよう制度の創設等について国に対し要望していただくようお願いします。
- (2) 県として、地域共生社会の実現に向けた独自の支援策を講じるとともに、市町村に対して、市町村社協との連携のもと地域福祉活動の活性化を図るため、市町村社協に対する運営費等の財政支援について働き掛けをお願いします。

あわせて、改正社会福祉法の趣旨を踏まえ、地域住民が抱える課題の複雑化・複合化への対応として、重層的支援体制整備事業を市町村が積極的に活用するよう助言願います。

**【項目】**

地域共生社会の実現に向けた各種施策の推進について③

～地域共生社会の実現に向けた「プラットフォーム」の構築及び支援について～

**【現状】**

「市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針（平成 29 年厚生労働省告示第 355 号）」により，市町村は，「住民の身近な圏域」において地域住民の相談を包括的に受け止める場を整備することとされています。また，改正社会福祉法では「①断らない相談支援」「②参加支援」「③地域づくりに向けた支援」の 3 つの支援を市町村が一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の創設が盛り込まれており更なる体制整備が求められています。

**【課題】**

市町村が地域共生社会を実現するため地域福祉の基盤や条件整備を行うことは重要であり，改正社会福祉法による市町村における重層的支援体制整備事業の取組等を支援するため，地域やコミュニティの支援政策を重ね合わせることによる相乗効果の創出や，福祉，地方創生，まちづくりなどの領域の関係者が相互の接点を広げ，地域を構成する多様な主体が出会い，学びあい，分野ごとの支援につながる政策を今後も一層強化していくことのできる場としての県域における「プラットフォーム」の構築が期待されていますが，本県ではそれに該当する組織の整備は進んでいません。

**【要望事項】**

- (1) 地域共生社会の実現に向けて包括的な支援体制を構築するため，宮城県地域福祉支援計画にプラットフォームの役割，目指すべき方向性等を明記し，県が主体となり，市町村，本会及び市町村社協，民生委員児童委員協議会，NPO 法人等関係機関が連携，協働し情報交換，課題共有等を円滑に行う場としてのプラットフォームの構築を推進していただくようお願いします。
- (2) 本会としても，地域共生社会の実現に向け「第二期地域福祉推進計画」（平成 30 年度～令和 4 年度）において，地域福祉活動を推進している市町村社協，各種団体等と協働する場となるプラットフォームとして，「(仮称) 宮城県地域福祉推進会議」を設置することとしておりますが，官民一体となった推進を図るため，行政側の後押しが不可欠となりますので，当該会議に対する支援・協働をお願いします。

**【項目】**

福祉・介護人材の確保について

**【現状】**

厚生労働省発表の第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数については、2020年度末には約216万人、2025年度末には約245万人が必要とされ、2025年度末までに年間6万人程度の介護人材を確保する必要があるとされています。

しかしながら、日本介護福祉士養成施設協会の調査によれば、令和元年度の養成校への入学者が6,982人、定員充足率48.5%と低い値で推移し、福祉系の学校に進学を希望する新卒者等は少ない状況となっており、慢性的な人材不足に拍車がかかっている状況です。

**【課題】**

令和元年10月から運用が開始された介護職員特定処遇改善加算や、外国人の特定技能の労働者としての受け入れなど、様々な人材確保施策は実施されていますが、抜本的な解決等には至っていない現状であり、また、本会が運営している宮城県福祉人材センターにおいても、ハローワーク、関係機関等と連携し、就職面談会、若年層に向けた福祉の普及啓発など各種事業を鋭意展開しておりますが、採用実績の大幅な向上等については厳しい状況となっています。

さらに、介護人材の不足については、事業を実施している小規模法人等では、事業の継続などに多大なる影響を及ぼす喫緊の課題となっており2025年に向けた将来の人材不足というだけでは済まされない状況となっています。

**【要望事項】**

- (1) 福祉介護人材定着のため、現行の加算措置による処遇改善措置を改め、介護報酬や障害者自立支援給付費等の基本報酬として組み入れるとともに、さらに対象職種、支給上限額の緩和など、根本的な改善を国へ要望願います。
- (2) 福祉への進路を目指す学生たちが、経済的な理由で諦めることがないように介護福祉士等修学資金の償還免除に当たり「福祉関係事業所へ従事期間を3年」とする等の償還要件や借入基準について、緩和措置を国に対して要望していただくようお願いします。
- (3) 将来に向けて福祉人材確保を図っていくため、小中学生・高校生を対象としたイメージアップを含めた啓発活動の拡充や福祉・介護職員の資質の向上及び有資格者を増やすための県独自の研修助成金制度の創設等福祉・介護人材確保へ繋がる各種取組の一層の強化をお願いします。

**【項目】**

大規模災害時における福祉支援体制の整備について①  
～災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドラインに基づく体制強化  
について～

**【現状】**

東日本大震災における教訓から、福祉分野において発災後からの能動的・機動的な対応や、被災地外からの支援と被災地ニーズとのマッチング調整等について、包括的・継続的に支援する仕組みを構築し大規模災害に備えるため、平成29年7月、宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会（以下「ネットワーク協議会」という。）が設立され、これまで本会が事務局として、総会及び部会の運営、災害派遣福祉チーム養成基礎研修及びステップアップ研修などを実施してきました。

昨年、宮城県内でも大きな被害をもたらした令和元年東日本台風災害では、被災地域で福祉的ニーズを抱えた方々の支援活動を展開するため、災害時の災害派遣福祉チーム（以下「DWAT」という。）の派遣調整等を行い、避難所・福祉避難所等へ初のDWATを派遣し、相談窓口の開設、避難所の環境改善等支援活動を実施しました（4チーム計17日間延べ人数55名）。

**【課題】**

平成30年5月31日付け社援発0531第1号「災害時の福祉支援体制の整備について」及び「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」において、ネットワーク事務局の設置については（都道府県）主管部局が直接又は県社協等の関係団体との協定の締結等によりネットワークの運営に係る事務処理を行う事務局を設置することとされていますが、現在本県では県の補助事業として、委託・協定によることなく本会が事務局を運営しています。このことから、ややもすると地元自治体を始め、対外的には県の主体的な関わりが希薄に受け取られがちであり、今回の災害においては、被災自治体からDWATの要請があがらなかった実態がありました。

そのような状況を踏まえ、今後、発生が予想される大規模災害に的確に対応するため、ガイドラインに沿った事務局体制の整備、受援体制の構築などを進める必要があります。

**【要望事項】**

- (1) DWATネットワーク事務局について、県災害対策本部との円滑な連携等の促進のため災害派遣医療チーム（DMAT）や災害派遣精神医療チーム（DPAT）と同様に、DWATに関しても県が運営主体となり事務局体制の整備や受援体制の構築を強力に推進するようお願いします。
- (2) DWATの派遣、受入が円滑に行われるよう宮城県防災計画同様に、地域福祉支援計画に位置付けしていただくとともに、同様に市町村防災計画及び地域福祉計画等に明示、位置付けされるよう市町村に対し指導をお願いします。

**【項目】**

大規模災害時における福祉支援体制の整備について②

～災害ボランティアセンター及びDWA Tの活動経費等の支弁の明確化について～

**【現状】**

近年、記録的な集中豪雨等による大規模災害が頻発し、被災した方々の多くは長期にわたる避難所生活、仮設住宅での不自由な生活を余儀なくされています。

昨年10月に発生した令和元年東日本台風災害では全国から2万6千人を超えるボランティアが駆け付け、被災者の生活再建へ向け様々な支援活動を展開しました。

しかし災害ボランティアセンター（以下「災害VC」という。）の運営については、当該社協だけでは困難なことから、全国の都道府県社協や市町村社協からの職員派遣により対応しましたが、支援に従事する職員の派遣費用等については、災害救助費による支弁が叶わず、また明確な財政支援制度が存在していないため、関係団体の独自財源により対応する必要がありました。

また、同災害において、被災地域の福祉的ニーズを抱えた方々の支援活動を展開するためDWA Tが初の支援活動として、避難所・福祉避難所等で相談窓口の開設、避難所の環境改善等支援活動を実施しましたが、その派遣旅費等についても、一部経費は災害救助法から支弁が認められましたが、先遣に要した経費等は対象外とされ、事務局運営経費から充当しました。

**【課題】**

令和2年7月以降の災害による災害VC運営経費については、本年8月28日付内閣府通知にて、人件費（時間外等の手当）、旅費が災害救助法の国庫負担の対象となりました。しかしながら、詳細については未定であり、また災害VCの運営経費等については対象外の見込みとなっており、今後の災害発生時には経費の捻出が困難となることが見込まれます。また、DWA Tの活動経費等については災害救助費から支弁された前例はあるものの、その対象、範囲等については不明確な部分が多く、円滑な活動に支障をきたすことが危惧されます。

**【要望事項】**

- (1) 今後も発生が予測される大規模災害時のボランティア活動支援を円滑に実施するため、災害VCの運営費等が災害救助費から支弁されるよう、県と本会において、県災害VCの設置・運営等に係る協定又は委託契約を早期に締結するようお願いするとともに、将来的な経費負担のあり方についても検討いただき、協定書等に明示するようお願いいたします。また市町村と市町村社協間における同様の協定等の締結に向け市町村に対し働き掛けをお願いいたします。
- (2) 現在、DWA Tネットワーク事務局は補助金により運用を行っておりますが、本年8月28日付内閣府通知における災害ボランティアセンターに係る経費の取扱いを踏まえ、DWA Tの活動経費、事務局運営費についても同様に委託契約の締結等により費用負担の明確化を図っていただくようお願いいたします。

**【項目】**

新型コロナウイルスに係る緊急小口資金等貸付業務について

**【現状】**

令和2年3月25日から開始された新型コロナウイルス感染症に係る緊急小口資金特例貸付において、同年9月30日現在で申込件数は11,798件、貸付決定件数は11,357件、貸付金額は1,920,960千円となっており、総合支援資金についても同時点で申込件数4,043件、決定件数3,346件、貸付金額は1,768,888千円となっています。

今後、新規申請については年内に終了することとなりますが、総合支援資金の継続貸付や、令和3年3月から開始される償還に係る手続き等への対応を見据え準備を進めているところです。

**【課題】**

特例貸付の償還免除は、実施通知では、制度の本則に加え、「償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯」を対象とされており、同通知に基づき、償還免除となる情報があるものの、詳細は未定となっており、償還が開始される令和3年3月以降の対応等が危惧されます。

また、償還を免除とする場合は「生活福祉資金貸付制度要綱(以下「要綱」という。)」において免除する金額に相当する欠損補填積立金を準備しなければなりません。現在の貸し付け状況等から想定すると数億円単位の準備が必要になり、また、その財源は貸付金の償還利子から積み立てることとされており、貸付状況等から試算すると高い水準での償還は見込めず、その確保は非常に困難であると思われま

す。また、要綱では欠損補填積立金が不足する場合は貸付資金を取り崩して充当することも可能とされているものの、所在不明者や未償還者等を含め、償還困難な債権の滞留が長期化することも懸念される中、今後継続して安定した生活福祉資金事業の推進を図る上での支障となることが懸念されます。

**【要望事項】**

今後、円滑な償還手続き等を行うためにも、その対象等、特例貸付の償還免除の取り扱い条件、事務手続き等を早急に提示していただくようお願いします。

さらには、現状に鑑み、一定程度の規模の資金を確保する必要があるため、欠損補填積立金に係る新たな取扱い方策の創設を国に強く要望するとともに、今後発生する膨大な償還手続きに係る事務経費等の確保についても国へ要望願います。

令和2年10月26日

## 各関係団体から宮城県への要望

## 目次

### 社会福祉法人仙台市社会福祉協議会

1. 「地域支えあいセンター事業」継続のための予算措置について . . . p 1
2. 生活福祉資金相談等体制整備事業補助金の増額及び早期の事務費補助金交付について . . . p 2

### 社会福祉法人石巻市社会福祉協議会

3. 生活支援体制整備事業について . . . p 5
4. 生活福祉資金貸付に係る相談員並びに財源確保について . . . p 6
5. 日常生活自立支援事業における職員の増員並びに処遇改善に係る財源確保について . . . p 7

### 宮城県知的障害者福祉協会

6. 重い障害のある方の『欠席保障』について . . . p 9
7. 『移動支援事業』について . . . p 10
8. 特定事業所加算の見直し . . . p 11
9. 福祉型障害児入所施設の18歳以上の入所利用者の移行先確保に向けた課題 . . . p 12
10. グループホーム入居者の体調不良による一時的短期入所の取扱いについて . . . p 13
11. 共同生活援助事業所における入居者の通院介助に関する加算の要望について . . . p 14
12. 重度高齢化に伴うグループホームの住居設備等に関して . . . p 15
13. 障害者支援施設の役割について . . . p 16
14. 就労継続支援B型事業における報酬改定の影響について . . . p 17
15. 食事提供体制加算について恒久的制度として位置付けの継続した実施について . . . p 18
16. 福祉人材確保・処遇改善について . . . p 19
17. グループホームの地域生活の支援の在り方 . . . p 20
18. 宮城障害者プラン『差別解消推進事業等』について . . . p 21
19. 知的障害のある方の『待機調整』について . . . p 22
20. グループホームにおける個人単位の居宅介護等の利用について . . . p 23
21. 介護保険適用除外及び生活介護に係る土日の報酬算定について . . . p 24

### 公益財団法人宮城県視覚障害者福祉協会

22. 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービスの臨時的利運用について国から通知や事務連絡が頻回にわたり出されており、それらの速やかな周知と実施をお願いしたい . . . p 25
23. 地域生活支援事業の意思疎通支援において視覚障害者に対する代読・代筆を認めており、市町村にその実施をお願いしたい . . . p 26
24. 災害時の要援護者支援プランについて . . . p 27
25. 復興に於ける都市整備、外出支援について . . . p 28
26. 福祉有償運送制度における外出支援について . . . p 29

宮城県児童館・放課後児童クラブ連絡協議会

27. 児童館への理解と、児童館職員の処遇改善について . . . p 31

宮城県母子福祉連合会

28. 県の施設における自動販売機の設置について . . . p 33

一般社団法人宮城県聴覚障害者協会

29. 1 聴覚障害者の情報保障の情報アクセス拡大を求めます . . . p 35  
30. 2 盲ろう介助通訳の制限の廃止をお願いします . . . p 35

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

31. 日常生活自立支援事業の制度の見直しと財源確保について . . . p 37  
32. サービス管理責任者・児童発達支援管理者等研修の再構築等について . . . p 38  
33. 知的障害者施設における重度化・高齢化に伴う補装具費支給制度の適用について . . . p 39

社会福祉法人仙台市社会福祉協議会から  
宮城県への要望

**【項目】**

「地域支えあいセンター事業」継続のための予算措置について

**【現状】**

本会では、東日本大震災による被災者を支援するために平成 24 年度から「地域支えあいセンター事業」を立ち上げ、仙台市をはじめとする関係機関や支援団体との連携のもとで、被災者の生活環境等の変化に応じた支援を行っております。

この間の取り組みにより、被災者の生活再建は徐々に進んでおりますが、地域住民の一員として定着していくために今後も継続した支援活動が求められており、地域における支えあいの体制づくり、特にコミュニティの活性化に向けた支援が喫緊の課題となっています。

**【課題】**

復興公営住宅自治会等地域のコミュニティは徐々に形成されつつあるものの、本会が令和元年度に自治会長を対象に実施したアンケート調査結果において、自治会活動の担い手不足やノウハウの蓄積不足などにより、多くのところで活動が停滞していることが明らかとなっています。

また、復興公営住宅入居世帯については、時間の経過により心身の健康状態の悪化や、家族構成の変化などにより、社会的孤立が懸念される高齢者世帯が増加するなどの新たな課題も顕在化しており、民生委員など地域の見守り手の負担感が大きい場合もあります。

さらに、この度のコロナ禍により、住民主体によるコミュニティづくりやその活性化は、より困難な状態となっています。

**【要望事項】**

上記の現状・課題により、生活支援相談員等による孤立防止や生活再建のための継続が求められることから、事業展開に必要な生活支援相談員の配置等のための財源確保を宮城県に対し要望するものです。

## 【項目】

生活福祉資金相談等体制整備事業補助金の増額及び早期の事務費補助金交付について

## 【現状】

- 令和元年度以前において、既に相談件数及び貸付件数ともに増加傾向にあった中、今回の新型コロナウイルス感染症による日本経済への影響は計り知れないものがあり、特例貸付の終了後においても、当面の間は、生活に困窮する方々からの本事業のニーズは減少することはないと予想される。
- 同一労働同一賃金の対応のため、令和2年度から本会の有期雇用職員の待遇改善を実施しているが、生活福祉資金貸付事業の体制整備に係る補助金が例年ベースで算定されるならば、単年度で数百万円の持ち出しとなり、このような状況が続くのであれば、本事業継続が極めて困難となる。
- 平成27年度以降、生活福祉資金貸付事務費補助金の交付時期が例年に比べて遅れたことで、民生委員児童委員の実費弁償費の執行が年度末間際となり、地区民児協の年度末会計処理の遅れにつながるなどの影響がでている。

## 【課題】

- 貸付相談員は、相談業務を通して、相談者が抱える様々な課題に気付き、生活困窮者自立相談支援機関との連携や他制度へつなぐ役割を担っており、本事業のニーズが極めて大きく、その状況が当面の間、継続することが予想される中、貸付相談員の役割は、今後増々重要になってくる。このような役割を担うには初期面接や制度に対する問合せ等の段階で様々な知識やスキルが求められ、その職務に見合った待遇にする必要がある。
- 生活福祉資金貸付事務費補助金の交付時期の遅れは、地区民児協の会計処理への影響に加え、民生委員児童委員との協力、信頼関係に支障が生じる可能性があるため、改善する必要がある。

## 【要望事項】

### ○生活福祉資金相談体制整備事業補助金の増額

本会では、区事務所の総合相談機能を活かし、複合的な課題について包括的な支援に向けた体制づくりを進めている。貸付相談員の業務は、生活困窮者支援はもとより様々な課題を抱える方の支援への第一歩となることから、全ての配置職員の待遇を現在の嘱託職員相当とし、相談窓口の強化を図りたく、予算増額について、国や県に強く働きかけていただきたい。また、宮城総合支所保健福祉業務拡大として、平成30年度からの生活保護に関する業務の開始に伴い、宮城支部管内の相談対応のため、宮城支部事務所にも他区事務所と同様に貸付相談員を配置したことから、その予算についても確保していただきたい。なお、確保できない

場合には、他区事務所から人員を充てることができるようにしていただきたい。

(参考)

- ・令和2年度予算要望 合計9名分 28,800,054円/年  
内訳 嘱託職員1名3,200,006円/年×9名(市本部2名,青葉区2名,他区支部各1名) =28,800,054円
- ・令和3年度予算要望 合計9名分 29,700,000円/年 ※  
内訳 嘱託職員1名3,300,000円/年×9名(市本部2名,青葉区2名,他区支部各1名) =29,700,000円

○生活福祉資金貸付事務費補助金の交付時期

特に民生委員実費弁償費について、平成26年度以前と同様の時期(7月下旬)にしていただきたい。



社会福祉法人石巻市社会福祉協議会から  
宮城県への要望

**【項目】**

生活支援体制整備事業について

**【現状】**

全国的に取り組みがあるこの事業について、市町村社協で受託しているところも多いが、宮城県全体ではどのような実態となっているのか、先進的な事例など個々の市町村に直接聞くことや、県社協の関係職員に尋ねることでしか確認するすべがなく、ゴール設定も曖昧に感じられることもあるので、宮城県としての底上げのためにも、関係職員を一堂に会した研修会などの必要性を感じている。

**【課題】**

本市は、平成17年の市町合併により、日常の生活圏域の幅も広いため、いくつもの事業事例となることが見込まれ、実践者にとっても他の地域との比較が難しい事業であることから、県内全体での課題共有や情報交換の機会が多ければ、学びを深めたり実践意義を再確認したりできると考える。

**【要望事項】**

全国の様々な地域で実践されている事例を紹介し、要綱等では表現できかねる事業展開のプロセスを学ぶ機会を提供してほしい。

**【項目】**

生活福祉資金貸付に係る相談員及び財源確保について

**【現状】**

東日本大震災で被災した世帯に対する特例の貸付事業については、宮城県社会福祉協議会の助成を受け、30年度は生活福祉資金貸付相談員3名を配置、令和元年度は1名配置し、そのまま2年度は1名の配置で開始したが、コロナ関連緊急小口資金の関係で1名増員し、現在2名で業務を進めているが復興10年目を迎え生活福祉資金貸付相談員の配置は難しくなっていると聞く。

このような状況において、令和2年3月31日現在、緊急小口資金貸付件数は、東日本大震災特例が1,525件・台風19号特例4件、併せて1,529件を債権として管理しているうえ、コロナ関連特例が239件（令和2年6月19日現在）となっており、まだまだ相談・申請は継続中である。

**【課題】**

特例の貸付事業は専門性があることと、その償還期間が10年を超えるものもあり、阪神淡路大震災時の貸付では、現在もその事務が継続をしていることから、東日本大震災による貸付についても長期にわたることが予想されるうえ、コロナ関連の貸付も増え続けている。

また、宮城県内で最大の被災地である石巻市については、従来の社協事業（介護事業含む）と併せて、震災復興に係る事業も実施していることから、現在の職員体制では生活福祉資金貸付事業に対応することは大変厳しい状況にある。

**【要望事項】**

今後も、同様の生活福祉資金貸付相談員の配置は不可欠あると考えており、コロナ関連については9月までと聞いているが、その後も現状維持の職員体制で事業推進ができるよう財政的支援の継続を要望するもの。

**【項目】**

日常生活自立支援事業における職員の増員及び処遇改善に係る財源確保について

**【現状】**

日常生活自立支援事業を実施している石巻市、東松島市、女川町の石巻地域については、平成21年4月より、宮城県社会福祉協議会から基幹的社協として石巻市社会福祉協議会が事業を委託され実施している。

現在、嘱託職員の専門員4名で石巻地域を担当しているが、県内でも利用者が多いほか、事業範囲が2市1町と広範囲にわたり、その支援に時間を要することに併せ、利用者も増加している。また、直接支援を行う生活支援員の員数が少なく、新規に確保する事が難しい現状にある。

**【課題】**

自己決定能力が低下している方が対象者であることから、専門的知識が必要であり、職務内容も嘱託職員の業務範囲を超えていると思われる。

また、震災の影響を含め、今後も対象者は大幅に増加する可能性があり、直接支援を行う生活支援員の増員には、ボランティア精神に頼らざるを得ない事業のあり方が課題である。

**【要望事項】**

日常生活自立支援事業の基幹的社協として、2市1町と広範囲な地域を担当している特殊性と、年々増加する利用者に対応するため、専門員4名体制継続と職員の処遇改善。また、生活支援員の採用支援は今後の事業継続のために必要不可欠である。この事業実施体制の見直しと財源確保を要望するもの。



宮城県知的障害者福祉協会から  
宮城県への要望

**【項目】**

重い障害のある方の『欠席保障』について

**【現状】**

要医療的ケアの方を含む『重度心身障害』と呼ばれる方は、体調管理や予防的観点からの欠席など長期の欠席の可能性が非常に高い。特に肺炎などの疾患による入院の場合は数か月単位で長期にわたる場合もあります。

**【課題】**

現行の報酬体系は『日割り』であるため、上記のような長期欠席のような場合には事業所に報酬が入ってこないこととなります。かといって利用者の出席状況に応じて流動的な職員配置をすることは現実的に考えづらく、この状況の中で事業者側には運営が立ちいかなくなる懸念が生じることとなります。(当事業所では胃ポリープによる逆流・誤嚥などのため、昨年7月より長期欠席中の方がおります。本体報酬だけで月あたり20万強の給付費が入らないことになる。)

**【要望事項】**

事業を安定的に継続することは事業者の責務であると考えます。それはとりもなおさず事業指定を行なう行政の責任でもあります。『欠席する』という判断がその後の体調管理に大きく影響し、一旦疾患にかかると重篤化しやすい『重い障害』のある方については、『月〇〇まで』といった範囲で『欠席保障』の仕組みを仙台市・宮城県単独で構築していただきたい。

**【項目】****『移動支援事業』について****【現状】**

地域生活支援事業の『移動支援事業』を利用する方は、休日に比較的長時間にわたってサービスを受ける場合が多い状況にあります。

**【課題】**

- ① 多くの自治体で『移動支援(身体介護なし)』の報酬単価設定が『居宅介護事業』とかけ離れている状況です。事業所によっても当然異なりますが、概ね2時間を超える利用を受けた場合、ヘルパーに支払う賃金が事業所に入る報酬を上回ります。
- ② 『移動支援(身体介護有り)』であっても、概ね5時間を超える利用については同様に賃金が報酬を上回ります。

このような状況では、当然事業所の運営が不安定になり、事業の継続性が担保できません。こうしたことから『移動支援(身体介護なし)の利用者を受入れない』あるいは『長時間の利用を制限する』事業所が出てくるのが懸念されます。

**【要望事項】**

障害の軽重に関わらず社会参加・移動自由を保障する観点からも、上記の課題の改善に向けて取り組む必要があると考えます。地域生活支援事業は『各市町村が柔軟に運営するもの』とされていることから、各自治体において早急な検討・改善が図られることを要望いたします。

**【項目】**

特定事業所加算の見直し

**【課題】**

支援の質の向上と効率的化を図るために一定期間(3ヶ年)に限り特定事業所加算の要件が緩和され、事業所が段階的に体制整備を図れるようになっていきます。

しかし、現状では特定相談支援事業所等に相談支援専門員が一人しか配置されていない事業所も多く、業務の効率化が図りにくいため事業所経営が難しい状況にあります。宮城県におけるセルフプラン率は他県に比べ高い状況にあり、より一層特定相談支援事業所の体制整備が求められています。

**【要望事項】**

特定相談事業所が自立支援協議会等を通じての取り組みの中で、質を担保することで評価をするなど、特定相談支援事業所の質の担保の評価基準緩和と現行の事業所が継続した事業が行われるよう一定の期間(3ヶ年)に限り整備されている特定事業所加算ⅢⅣの継続をお願い致します。

**【項目】**

福祉型障害児入所施設の 18 歳以上の入所利用者の移行先確保に向けた課題

**【現状】**

児童福祉法の改正により、「福祉型障害児入所施設で生活をしている 18 歳以上の利用者は平成 30 年 3 月末までに障害者を対象とする支援サービスに移行しなければならない」とされましたが、平成 29 年 3 月の厚生省主管課長会議で平成 33 年 3 月末まで延長されたが、その後が未確定です。

**【課題】**

18 歳以上の入所者の移行は、令和 3 年 3 月まで経過措置が延長されることになりましたが、その後もスムーズな移行先確保の担保がなければ、福祉型障害児入所施設における加齢児の滞留化は根本的には解決しません。

一方、県内の福祉型障害児入所施設の定数が 60 名であり、最近では精神病棟のマンツーマン支援を必修とする障害児の入所希望もあり、対応に苦慮している状況です。

**【要望事項】**

- 障害児の移行先の整備に必要な補助金等の予算措置の継続及び拡大。
- 精神疾患が強く、施設における集団生活が困難なケースの受入れに係る環境整備(個室等の居室確保・受入れ医療機関の確保)と人的配置の施策実施をお願い致します。

**【項目】**

グループホーム入居者の体調不良による一時的短期入所の取扱いについて

**【課題】**

グループホームの入居者が体調を崩すなどの諸事情によりバックアップ施設で保護した場合、短期入所等のサービスが支給できないため、施設側の人的負担や利用者の精神的負担が大きい状況にあります。事業所として、対象の施設と私的契約で短期入所を利用する対応を行ったが、利用者の経済的負担が大きいのが現状です。

**【要望事項】**

夜間体制のあるホームを除き、自立型(巡回対応)では、緊急時のために支給上限(3～5日ひと月)程度の短期入所利用の支給を制度化していただきたい。

※障害区分に応じて、環境等に応じて算定根拠や上限は必要と思われる。

**【項目】**

共同生活援助事業所における入居者の通院介助に関する加算の要望について東北地区の種別会議（地域支援部会）でも東北6県すべての部会長から共通した話題（課題・議題・要望）がでている。

**【現状】**

グループホーム支援（介護サービス包括型）の入居者の通院支援において、その頻度や通院に係る負担（車両走行距離、携わる人員、要する時間）が非常に大きく、包括型としての加算以上の経費等を要してる現状。

**【課題】**

1. 通院は、ほぼ毎日で複数人の入居者の通院（定期通院、検査、体調不良、精神科等）を行っており、業務の大きな負担となっている。
2. 日中の支援において、複数の職員配置を行っている。
3. 都市部を除き、総合病院までの距離があり、時間的な負担が大きい。
4. 事業所によっては通院専門の人員配置をしないと通常的人员配置が難しい。

**【要望事項】**

1. 通院に関する実績を報告することで、それに相応する経費の補填を望む
2. 通院における人員配置の加算を望む。
3. 通院における車両燃料費及び車両リースに係る加算を望む。

**【項目】**

重度高齢化に伴うグループホームの住居設備等に関して

**【現状】**

グループホームは年々増加している状況にはありますが、高齢重度の方々が地域で暮らし、安心した生活を維持するためには、快適に暮らしていくためのバリアフリー化の生活環境の改善が必要です。また、高齢重度に伴い、消防法、建築基準法の基準では、区分4以上が入居しているグループホームは、スプリンクラーの設置義務が生じてきます。一部補助整備費の金額はありますが、多額の自己資金が必要となる事案も発生している状況です。

**【課題】**

地域移行推進を掲げているのに対し、グループホームの報酬単価は下がっています。また、建築基準法や消防法の規制が厳しくなり、グループホームには自火報設置と一定条件のもとスプリンクラーの設備が義務付けられています。

今後、新たなホームを開設する際、既存住宅の活用の改修工事等により、家主に断られることも考えられる事から地域移行が消極的となる恐れがある状況です。

また、グループホーム入居者の高齢化に伴い、バリアフリー化の一般住宅では、現在の国の特別給付費による家賃補助では生活が厳しい状態です。

**【要望事項】**

一般住宅をグループホームとして、使用し、地域で安心・安全に暮らしを営むためにも、入居者の所得保障が必要です。また、バリアフリー化の整備やスプリンクラー設置には出費がかさみ、益々地域で暮らすことが難しくなっている状況にあります。

現在の生活を維持して行くためにも設置工事等に関しては補助金など特別な措置をお願い致します。

## 【項目】

### 障害者支援施設の役割について

## 【現状】

障害者支援施設における利用者の重度・高齢化に伴い、生活環境の在り方や支援方法を含め大きな課題となっています。

障害施設における重度・高齢化については、今も進んでいることは間違いのない事実です。知的障害者の場合は早期に退行が進み、高齢になるほど、これまでできていたことができなくなったり、病気入院などにより機能低下がおきたり、認知症の症状が見られたことで、支援度が高くなるためハード面・ソフト面を含めて、利用者・支援職員が安心して生活できる環境を整えていく必要があります。

## 【課題】

- 既存の建物をバリアフリー化するための改修に多額の費用が必要となります。
- 予防やリハビリを含め、日常生活において専門的に支援ができる職員の確保が必要
- 認知症の高齢者が多くなってきた場合の夜間職員の確保が難しく、夜勤職員を増員して利用者の安心・安全を確保する必要があります。
- 65歳以上の利用者の介護保険との兼ね合いや特別養護老人ホームへのスムーズな移行整備が必要です。
- 入所施設の新たな役割の確認と地域生活移行の推進の調整はどうあるべきかの検討が必要。

## 【要望事項】

障害支援施設の利用者の重度化・高齢化は今後も急速に進んでいくことが予想されることから、日常生活において機能低下を防ぐことや予防のための取り組み等施設環境にも配慮が必要になります。ソフト面では、健康管理や病後ケアのための看護師の増員配置、機能低下の予防のためにリハビリを担う専門職員の配置、ハード面では、利用者が移動や転倒防止のためのバリアフリー化など、利用者が安心・安全に生活ができるよう、施設環境の整備や支援のために(夜間職員の増員確保)必要な人員配置ができるよう更なる報酬単価の引き上げをお願い致します。

- (65歳問題がスムーズに移行することを推進してはいけないと思いますが・・・)

**【項目】**

就労継続支援 B 型事業における報酬改定の影響について

**【現状】**

現在、就労系のサービスは、就労定着の実績や平均労働時間、平均工賃額等の成果によって基本報酬が変わる制度となりましたが、特に就労継続支援 B 型では事業運営に厳しい影響が見られる状況です。重度化や高齢化が進んでいる背景もあり、福祉的就労の場として、利用される方々のさまざまな働き方、参加の仕方を支援するなど、生産性を上げることによって、高い平均工賃月額を実現していくことは容易ではありません。また、一般就労に結び付けることについても、時間が必要であり困難な場合も多いため、加算を取得することも難しい現状にあります。

**【課題】**

- 利用者の方々の特性やペースに応じた支援、活動をおこなっていても、高工賃を達成しなければ基本報酬がさがってしまい、支援方針や事業運営に大きな影響を及ぼしかねません。
- 現状の報酬単価では生産性や工賃を向上させていくための取り組みや人員配置、人材確保が難しい状況にあります。

**【要望事項】**

就労継続支援 B 型事業の支援では、それぞれに固有な生産活動において、多様で柔軟な実践が必要となり、利用者の参加の在り方についてもさまざまなケースに対応することで福祉的な就労支援の場となっています。現状の報酬では、そのような環境を維持し、人員や人材を確保していくための費用を捻出することが難しい状況であり、支援の質や生産性の向上のためには、より安定的な事業運営の基盤が必要と思われます。就労支援の実態や利用者の現状を踏まえた現行報酬制度の見直しと下記の基本報酬の引き上げ等要望いたします。

- 基本報酬の引き上げ
- 利用者の高齢化や重度化の現状を踏まえた、それらに対応するための加算制度の創設
- 送迎加算の増額や送迎事業への助成金の交付

**【項目】**

食事提供体制加算について恒久的制度の継続について

**【現状】**

平成 27 年度の報酬改定により、42 単位から 30 単位へ減額されました。

さらに現在、加算自体の廃止を前提として経過措置とされています。昼食を提供している事業所では、30 単位を人件費に充てていますが、それでも持出しが多いのが実情です。

さらに近年の食材費の高騰により、利用者負担額が増額している状況もあります。食事提供体制加算の廃止は、介護保険制度上の事業との均衡を図るためというのがその大きな理由とされていますが、長年社会的な収入を得て預貯金のある高齢者と、多くは先天的な障害を抱え年金収入のみに頼らざるを得ない障害者を横並びで考えるのは無理があります。

**【課題】**

- ・ 現行の加算が廃止され食費に係る経済的負担が増加すれば、バランスの取れた食事の機会を失うばかりではなく、通所日数を制限したり通所自体できなくなるケースも十分想定されます。開所時間の 2 割程度をも占める食事は明らかに支援の一環であり、それを保証されないために通所を制限せざるを得ないという状況、日中活動の場・参加を保証するという合理的な配慮を明らかに欠くものです。
- ・ 食材費の高騰などにより現状でも事業所の持ち出しが多い状況で、これ以上の負担増は事業所の安定的・継続運営を脅かすことになりかねません。

**【要望事項】**

食事は生活の基本であり、栄養バランスの取れた食事をとることで健康管理や日常生活の管理にも繋がります。施設や事業所に於いては利用者の状況に合わせ、食事量や食事形態にも配慮した食事提供をおこなっており、大切な支援の一環です。上記の状況や課題を踏まえ、障害のある方への合理的配慮という観点からも、国は責任をもって食事提供体制加算を恒久的なものとするよう強く望みます。

**【項目】**

福祉人材確保・処遇改善について

**【現状】**

一般企業に比べ、福祉人材の確保や離職率が高い状況の中で、職員が離職すると事業継続や質の高い生活支援を提供することが難しい状況にあります。特に宿泊を伴う事業所においては募集しても福祉人材は、まったく集まらない状況が続いています。

**【課題】**

障害福祉の現場では人材不足が深刻化しており、人材を確保するため職員の処遇改善が必要です。加算率が、高齢者と差がついており、障害者分野も更なる引き上げが見込めない場合は、人材の確保が困難となり、人材不足がさらに悪化すると懸念しています。

また、障害福祉サービスを持続可能な制度にするためには、障害福祉に従事する者が熱意を持って長く働くことのできる職場環境の確保とそのための処遇改善が優秀な人材の確保・定着のために重要だと考えます。

**【要望事項】**

障害福祉サービス事業所と他業種平均との給与格差是正などを行い、若者や学生に選ばれるような魅力のある業界になるため報酬上の評価をお願い致します。

**【項目】**

グループホームの地域生活の支援の在り方

**【現状】**

グループホームが、急速に進んでいった経緯があり、また、高齢重度の方々の地域での暮らしも進み、安心した生活の維持の取り組みもなされてきている。

**【課題】**

グループホームの最重点である「生活の選択」いわゆる、外出したい、宿泊したい、お菓子を食いたい、社会体験をしたいなどの基本的な支援が置き去りにになっているのではないのでしょうか。リスクマネジメントが主となることが先行し、「地域生活支援」が後ろになってきており、入所施設と変わらない管理生活がみられている。

**【要望事項】**

監督機関として、配置基準だけでなく、個別支援計画書の中身の指導や、生活支援の基本的な研修の実施もお願いしたい。

**【項目】**

宮城障害者プラン『差別解消推進事業等』について

**【現状】**

様々な事業の取り組みが計画として組まれている。  
ヘルプマーク・相談センター・研修会・会議が計画されている。

**【課題】**

現実的には、地域で生活している障害者の方は、差別・偏見などを感じ取りながら生活をしている現状がある。

各自立支援協議会、障害福祉計画の策定の過程でも障害の偏見等の課題は抽出していると思います。

**【要望事項】**

虐待防止や差別解消に向けた研修などは、福祉関係者を対象に実施されてきていますが、県内の各市町村内で、地域住民の方や児童、教育機関等の方々を対象にした取り組みが必要です。

ソフト面に視点を置いた取り組みを小さい地域単位で、継続して行うことが障害理解、偏見、差別の解消になると考えます。

具体的には（例）

- ①事業所訪問事業・・・事業所照会・障害者理解（ミニ研修）
- ②イベント事業・・・地域全体研修・映画上映・地域交流イベント
- ③発信事業・・・アート展示会・物産展示即売会
- ④ボランティア事業・・・障害者の人たちのボランティア活動の推進

**【項目】**

知的障害のある方の『待機調整』について

**【現状】**

障害者支援施設（入所）の待機が行われているが、必要のない人までが待機をしている。施設入所の判定マニュアルも各事業所で統一していないのではないかな。

**【課題】**

障害者支援施設（入所）の待機は、緊急的に入所を希望している人だけでなく、数十年後に利用のための待機、親が死亡したときのための待機など真に必要な利用者数が把握できていない。

**【要望事項】**

- ①宮城県として、現段階で真にサービスが必要な待機者の整理。
- ②待機の在り方（ガイドラインも必要）
- ③サービスを利用するまで、利用者待機番号の検討、利用者入所の選択方法、第三者委員の設置など各事業所で統一されていないのではと考える。

**【項目】**

グループホームにおける個人単位の居宅介護等の利用について

**【現状】**

最近のグループホーム入居者については、『区分5・6でより支援度の高い方の利用が増加している』、『65歳以上の入居者も今後増加傾向が見込まれる』、『重い知的障害者に加え行動障害がある方の利用も増加している』といった傾向が見られ、運営に当たっては個別の支援をいかに確保していくかが重要になってきています。その中で、現行制度では、思い障害のある方を対象にグループホームに入居している方が必要な支援を個別で受けられることができるよう、居宅介護や重度訪問介助が利用できるようになっています。しかしながらこの制度は、令和2年度末までの『経過措置』とされています。

**【課題】**

- ・原則としてグループホームにおいては、グループホーム事業所の従事者以外が支援・介護を行うことは認められていません。しかしながら、現行グループホームの職員配置だけでは一時的に足りない場面がでてくるということから、上記経過措置が認められてきました。
- ・この経過措置は平成19年度に開始され、これまで4回延長されてきています。これは、個人単位での居宅介護等の利用無くしてはグループホームでの生活が成り立たない方が多いという現状を示しています。
- ・また、今般の報酬改定に当たり設けられた報酬改定検討チームにより関係団体ヒヤリングにおいては、多くの団体からこの制度の恒久化が求められているところです。

**【要望事項】**

- ・障がいの有無や軽度に関わらず、人は生まれながらにして『自分らしく生きること』が保障されるべきです。特に重い障がいのある方はそうでない方に比べて、自分らしい生活を実現するための『支援』や『配慮』が不可欠です。住む場所や環境によって差別されることなく、その『支援』や『配慮』は等しく受けられるべきです。上記の【現状】や【課題】を踏まえ、現行制度の『グループホームにおける個人単位の居宅介護等利用』について、経過措置を外し恒久的な制度として位置付けていただくよう求めます。

**【項目】**

介護保険適用除外及び生活介護に係る土日の報酬算定について

**【現状】**

- ・介護保険適用除外及び生活介護に係る土・日曜日の報酬算定について、背景となっているのが、入所施設に於ける重度高齢化。月曜から金曜日に限らず、土・日曜日に於いてもサービス量は変わらないこと。また、利用者や家族が介護保険への移行を望むケースも見られる。

**【課題】**

- ・昨年課題として要望した通り、障害者支援施設に入所していると介護保険適用除外施設としているため、入所中は介護保険を受ける事ができず、介護施設を希望することが難しい。

上記に記載した通り、入所施設においては、土、日曜日の生活介護について通院その他を含め平日に行っていることと変わらない状況である。

**【要望事項】**

- ・スムーズに介護保険資格の認定が可能となり、希望するサービスが受けられるような法的整備が必要と思う。また生活介護における土・日曜日の報酬を算定対象としてほしい。

公益財団法人宮城県視覚障害者福祉協会から  
宮城県への要望

**【項目】**

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービスの臨時的利運用について国から通知や事務連絡が頻回にわたり出されており、それらの速やかな周知と実施をお願いしたい。

**【現状】**

- ・視覚障害者への臨時的運用について国から連絡されていますが、各市町村に於いて連絡通り実施されていないのが現状です。

**【課題】**

- ・各市町村に於いて、業務過多に陥っており視覚障害者のみに対応する（墨字版・点字版・テキスト版・デイジー版・音声CD版・メール版他）の発送と、普通便との区別するための点字表記する事等、到底出来ないのが現状である。

**【要望事項】**

- ・国からの通知であれば、市町村が対応した結果を報告させるよう義務化することで、確実に実施されるものと思いますので、対応した結果を求めるよう要望致します。

**【項目】**

地域生活支援事業の意思疎通支援において視覚障害者に対する代読・代筆を認めており、市町村にその実施をお願いしたい。

**【現状】**

地域生活支援事業の意思疎通支援において、「代筆・代読支援」が認められ、公的機関に通知されておりますが、未だに、拒否する公的機関や福祉関連事業者の情報が当協会に寄せられます。

**【課題】**

- ・当該事業の主旨が対応される公的機関や福祉事業者に対し、認識されていない。
- ・当協会や視覚障害者当事者が、事業の理解を求め公的機関や福祉事業者へ積極的に啓発活動する必要がある。(同行援護と居宅介護等の支援者も含む)

**【要望事項】**

- ・当協会に於いて、障害者当事者宛てに当該事業の情報提供できる割合は3%～5%程度で、残る95%の当事者には情報が行きわたっていません。打開策として、各市町村に依頼し視覚障害者当事者全員に情報入手媒体(墨字・点字併記版・CD音声版・テキスト・メール等)で作成した情報を届けるよう要望致します。

**【項目】**

災害時の要援護者支援プランについて

**【現状】**

視覚障害者への災害避難や防災については、地域に於いて平常時に要援護者情報を収集し、災害時に活用することが不可欠です。しかし、視覚障害者の地域居住者人数が少ないことから、そのニーズの把握が困難なのが実態です。

**【課題】**

各市町村に対し、災害時要援護者避難支援プラン（全体・個別）が速やかに策定され、その内容が地域の町内会等で決められる災害避難計画、及び防災に関する社会システムとして構築されることが課題となっています。

**【要望事項】**

平常時から要支援者である視覚障害者の情報収集を進め、市町村に於いては収集された情報を生かして災害時要援護者避難支援プラン（全体計画・個別計画）を策定し災害非常時の実態、及び関連機関への啓発指導や連携を要望します。また、避難・防災訓練に際しては、要援護支援者が進んで参加出来るような計画策定や広報の告知方法の検討を要望します。

**【項目】**

復興に於ける都市整備，外出支援について

**【現状】**

震災9年が経過し，復興が進んできています。復興が進むということは，以前の街並みが変わるということでもあり，視覚障害者（特に高齢者）にとって，新たなメンタルマップを描き単独歩行を行うことは非常に難しいものがあります。また，被災したことにより転居を余儀なくされた方もいます。

また，この度のコロナウイルス感染症により，外出を控える視覚障害者が増えています。また，視覚障害者の外出支援の欠かすことの出来ない存在であるガイドヘルパーはウイルス感染を恐れ外出に関する支援環境が劣化の一途を辿っています。

このような移動支援に関する環境の変化は，視覚障害者の移動を制限しているほかに，視覚障害者自身にストレスを与え，心と体の健康に悪影響を及ぼしています。

**【課題】**

復興に於ける都市整備及び視覚障害者の外出支援は，人にやさしい街づくりの観点と全国モデル的視点に立った上で，視覚障害者に配慮した環境整備が必要です。

**【要望事項】**

音声信号機や点字ブロック敷設などの視覚障害者が移動しやすい都市整備を行うことや，ガイドヘルパーの人材確保と配慮の行き届いた外出支援体制を構築する事を，地域に住む視覚障害者の実情に合わせながら環境整備が行われることを要望します。

**【項目】**

福祉有償運送制度における外出支援について

**【現状】**

私たち視覚障害者は移動困難者であり、外出困難者でもあります。市町村合併による行政区の広域化が図られたにも関わらず、過疎地、中山間地に於ける路線バス廃止、震災による JR 代替輸送など外出環境が悪化しています。

**【課題】**

福祉有償運送制度は視覚障害者にとって制度趣旨に沿った活用がしにくい現状にあります。よって、視覚障害者の社会的自立や社会参加の福祉支援の観点から、震災復興特別特区や福祉モデルとして外出支援が容易に活用できる制度への見直しが必要です。

**【要望事項】**

現状の交通環境を補うためには、同行支援・移動支援などの福祉サービスと福祉有償運送の複合活用が私たちの外出支援には不可欠な現状です。早急に全面もしくは被災地に於いて福祉有償運送制度が容易に活用出来るよう要望します。



宮城県児童館・放課後児童クラブ連絡協議会から  
宮城県への要望

## 【項目】

児童館への理解と、児童館及び放課後児童クラブ職員の処遇改善について

## 【現状】

- ① 児童館は、児童福祉法に定められた児童福祉施設の中で、唯一0歳から18歳未満までの全児童を対象に身近に寄り添い、その健康を増進する施設です。しかし、行政側にその存在や活動、意義が十分理解されていると言えない状況があります。
- ② 平成30年10月に改正された児童館ガイドラインにあるとおり、児童館職員は遊びの指導や生活の支援をとおして、子どもの心身の健康を増進し情操を豊かにする役割のほか、配慮を必要とする子どもへの対応として、いじめや保護者の不適切な養育が疑われる場合等への対応も求められています。この指導技術を充実するためには自己研鑽と経験の積み上げが必要です。しかしながら児童館職員の待遇は、児童福祉施設の他施設従事者と比べると改善が必要で、市町村間の格差も存在しています。更には、児童館職員の多くがパートタイム等非正規雇用となっております。
- ③ 各自治体における児童健全育成事業に対する考え方や取り組みに違いがあり、市町村間の児童館運営格差も存在しています。県内の児童が等しく享受すべき支援にも格差が生まれている状況があります。
- ④ 放課後児童クラブ職員は、学校が休校する中、子どもの居場所と健康を守るため、働く保護者の支援のために新型コロナウイルス感染拡大防止に正面から取り組んで参りました。職員は医療関係従事者や保育士等と全く同様です。今後放課後児童クラブ職員に期待される役割はますます増えると思われませんが、相応の給与水準にあるとはいえません。

## 【課題】

- ① 自治体及びその職員の中には、児童館が小学生のみを対象としている施設であると認識していたり、小学生を対象とした保育施設（学童保育や放課後児童クラブ）と誤解したりしているケースが見受けられ、児童館事業の充実や児童健全育成の推進にとって大きな課題になっています。
- ② 健康増進や情操を豊かにするための指導支援技術が必要であり、経験の積み上げが必要な職種であるにも関わらず、児童館職員が長期にわたって安定的に勤務できる環境など労働環境が整っていないことは、児童館事業の充実や児童健全育成の推進にとって大きな課題です。
- ③ 自治体として全児童を対象とした児童健全育成推進のビジョンを持つことが必要です。自治体間において情報や課題を確認し共有する機会や相談支援の機会がないことが、児童館運営の地域格差につながっています。
- ④ 令和元年10月3日発布の「放課後児童健全育成事業の質の確保及び向上に向けた取組の推進について」(厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長発 子子発1003第1号)により、放課後児童支援員が長期にわたって安心して就業できるよう処遇改善に努

めることが必要とされており、国も制度活用の推進を図っています。それにより処遇改善を実施する自治体が出てきていますが、未実施の自治体に勤務する職員との間に差が生じております。未実施の自治体では職員の流出が予想され、ますます人材の確保に支障が出るのが懸念されます。

**【要望事項】**

- ① 県内各自治体を含め行政全体が児童館の存在意義や活動を理解し、児童館が地域の貴重な社会資源であることの理解を徹底してください。
- ② 児童館職員の資質向上のためにも、待遇改善や労働環境の整備を、県として各自治体への働きかけおよび処遇改善の県内一律実施へ向けてのご指導をよろしくお願いいたします。
- ③ 県内自治体が児童館事業を含む全児童に対する健全育成事業を企画実施できるよう指導および支援する担当部署を置き、恒常的に児童館関係者や市町村担当課と情報や課題を共有できるよう県内すべての児童に対する児童健全育成を推進してください。
- ④ 国の施策である「放課後児童支援員等処遇改善等事業」の活用について、県内自治体に強く働き掛けて頂くようお願いします。

公益財団法人宮城県母子福祉連合会から  
宮城県への要望

**【項目】**

県の施設における自動販売機の設置について

**【現状】**

母子福祉連合会では公共施設における自動販売機設置による収益を活動の財源に充てており、現在、県の施設（地方機関）に2台設置されておりますが「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が平成24年9月に制定されて以降、設置実績がない状況にあります。

**【課題】**

母子福祉連合会は公益認定を受ける際に自動販売機の設置のみを事業として認められた経緯もあり、他の収益事業（食堂等）を行うことができないことから県の施設に設置する機会を喪失している現状となっております。

**【要望事項】**

県の施設における自動販売機の設置及び運営については「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」に基づき、優先して母子福祉連合会に発注されるよう要望するものです。

また民間事業者に対し発注の働きかけをされるよう要望するものです。



一般社団法人宮城県聴覚障害者協会から  
宮城県への要望

### 【項目】

- 1 聴覚障害者の情報保障の情報アクセス拡大を求めます。
- 2 盲ろう介助通訳の制限の廃止をお願いします。

### 【現状】

2点とも聴覚障害者にとって重要な案件であり、本会事務所で会員から意見が出されました。

- 1 聴覚障害者の情報アクセスとは、いつ・どこでも・繋がり合うことを前提にし、手話通訳等の情報保障を充実して頂きたい。

現在、110番、119番のコールを手話通訳者がすぐ対応できないことがコロナ禍による医療の通訳体制に問題点がいくつかあります。

万が一聴覚障害者が感染した場合どのように情報保障を行うのかパンフレット作成、ホームページ発信が必要。

- 2 盲ろうが介助を使える制限があり、制限の撤廃をして欲しい。

### 【課題】

法律の壁もあるが、全国からみると周囲が支援するより自立した生活が重要であり、現在のところ周囲の援助に頼らなくちゃならない現状があります。(本人の気持ちとは別に家族との同伴が多い)

### 【要望事項】

盲ろう者通訳・介助員派遣事業から

<時間>

年間利用時間は240時間です。(4月～3月まで)

実際は年間利用時間を超えることがあり、盲ろう当事者からも制限の撤廃を求めています。

他県では利用時間の制限はないと伺っており、同じ条件で自由に派遣出来るよう求めます。



社会福祉法人宮城県社会福祉協議会から  
宮城県への要望

**【項目】**

日常生活自立支援事業の制度の見直しと財源確保について

**【現状】**

日常生活自立支援事業は、判断能力が不十分な方の地域における自立生活の支援及び権利擁護を目的としています。本事業の実施主体は、国の「生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱」において各都道府県・指定都市社会福祉協議会とされ、市町村域の基幹的社会福祉協議会等へ委託するなどして実施することとされています。宮城県においては、宮城県社会福祉協議会が実施主体となり一部基幹的社協へ委託する形で事業を実施しています。財源については、都道府県・指定都市の予算額の2分の1を国が補助する形になっています。

**【課題】**

現在の事業展開は、県内全7圏域のうち4圏域を基幹的社協へ委託する形で行っておりますが、日常生活自立支援事業の対象者などが地域の中で自立した生活を送れるよう支援するためには、「地域包括ケア」として、成年後見制度への移行や権利侵害等への対応など、身近な地域における重層的な支援システムが必要と考えられます。

しかしながら、平成27年度に示された新たな国庫補助基準額では、事業継続のために必要な職員配置が難しく、事業の継続は極めて困難となっています。仮に事業を受託したいと考えている市町村社協にあっても、受託を躊躇している現状があります。

**【要望事項】**

本事業は、利用者である住民にとってより身近な、市町村の責務において体制整備されることが不可欠であることから、国に対し、国の責任において実施主体を市町村へ移管するよう要望していただくとともに、市町村社協が安定して事業を継続することが可能となるきめ細かな財源措置についても要望していただくようお願いします。

**【項目】**

サービス管理責任者・児童発達支援管理者等研修の再構築等について

**【現状】**

標記研修について、平成18年度より委託を受け本会が事業開始し平成19年度からは指定機関として事業を継続してきました。この間、数回の制度改正等を経してきましたが、平成31年3月の省令改正により、研修のカリキュラムや受講要件、研修システムが大きく変化し、必須研修制度として、基礎研修、実践研修、更新研修が組み込まれたカリキュラムに見直されました。基礎研修の一部は障害者相談支援従事者初任者研修（以下「相談初任研修」という）と同一内容であり、他県では共通で開催しているところも増加しておりますが、本県では別々の研修として実施しています。

また、本研修は障害福祉サービス事業所等の運営において配置が必須のサービス管理責任者・児童発達支援管理者（以下「サビ児・管等」という。）の認定に係る重要な研修という位置付けであり、申込に際しては本会で審査を実施しますが、事業所側の新規立ち上げ、サビ児・管等が欠如状況にあるかは正しく把握できない現状があり、審査の作業は非常に煩雑を極めています。

**【課題】**

サビ児管等研修は事業所運営の配置要件に係る重要な研修であり、更新研修については平成30年度までの修了者（推定3,000人）は令和5年度までに受講しなければなりません。しかしながら、例年の実施規模から試算すると令和5年度までには2,000人の修了が限度であると見込まれます。そうなった場合1,000の方が更新できない状況になることに加え、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で更新研修を実施しないため、更に未修了予定者が増える見込みとなります。

また、事業所の運営に必須の配置要件であることから、虚偽の申請をする事業所等も散見され、一指定機関だけでの対応では難しい側面もあります。

**【要望事項】**

- (1) サビ児・管等は障害福祉サービス等事業所を運営するために必要不可欠な資格であることから令和5年度までの更新研修について、適切な研修規模、回数等を考慮した研修実施計画の立案、提示とともに、相談支援従事者初任者研修との共通項目の一本化による研修の効率化、研修指定機関の拡充等を図り、県内の障害福祉サービス事業所等の安定した運営等に配慮いただくようお願いします。
- (2) 県内福祉事業所の適切な運営を確保し、厳正な研修の実施を担保するため、申込等に際しては事業所が所在する市町村等の推薦を受けるか、あるいは市町村等を通して申込を行うなど本研修事業の再構築を検討していただくようお願いします。

## 【項目】

知的障害者施設における重度化・高齢化に伴う補装具費支給制度の適用について

## 【現状】

知的障害者も何らかの脳原性の運動発達障害や身体の発達に障害を抱えていますが、生活機能に大きな支障が無い場合は、それを重複障害とは捉えず、療育手帳のみを所持している現状があります。本会が指定管理者として運営している宮城県船形の郷においても、加齢や障害の重度化に伴い運動機能の障害が顕著になるケースが多く、生活場面においても適切な補装具（車椅子、座位保持装置、下肢装具など）が必要となっています。

しかしながら、そのような場合には改めて医学的な判定の実施に基づき、障害の内容に見合った車椅子などが適切に支給されるべきところですが、団体などから寄附された標準型や過去の利用者からの中古寄附品を使わざるを得ない状況が多く、変形や褥瘡など二次障害が懸念されています。

## 【課題】

障害者総合支援法補装具費支給制度における上記補装具の支給には、肢体不自由の身体障害者手帳を基に申請する必要がありますが、手帳を取得するには、身体障害者福祉法第15条指定医師（以下「15条指定医」という。）による身体障害の状況を説明する診断書が必要となります。しかし、船形の郷等、知的障害者施設に長期に入所している利用者の場合、指定医が在籍している医療機関等の入院歴・治療歴も無く、判定を行う指定医の引き受け手が確保できない現状となっています。一般的には身体の障害の原因となる疾患があり治療介入の過程で診断書の作成が行われ、医療経済の枠組みの中で手帳交付に至りますが、知的障害者施設利用者は医療機関との関係性も怪我による外科・整形外科や内科・精神科におけるピンポイントの治療であり、身体障害の状況や運動機能面を説明する診断書の作成は支援認定区分医師意見書や各種診断書と比較しても内容・ボリュームが多いため引き受け手を確保できない状況となっています。

また、宮城県内では利益相反との理由から15条指定医名簿も非公開となっていることもあり、家族や施設職員による対応も困難となっています。

## 【要望事項】

知的障害者の重度化・高齢化の課題は施設・在宅を問わず共通の課題であり年齢による制度属性（児童福祉法・障害者総合支援法・介護保険法）、居住場所種別（在宅・障害者施設・介護保険施設・様々な中間施設）により取り扱いが不明確になるなど全県的に同様の課題が存在しています。

このため、制度の狭間で利用者が不利益を被ることがないように、県（本庁及び関係機関）として課題を理解・共有していただき、宮城県船形の郷等、知的障害者施設に入所されている方々に適切な補装具等が支給されるよう、対応手続きの整備を要望します。